

古牧キッズ チーム会則・規約

2020年4月1日

2024年3月1日改訂

目次

●会則・規約

1. 第1章 総則 名称、目的、活動
2. 第2章 組織 クラブの構成、部員、クラブスタッフ、保護者会
3. 第3章 総会・納会 総会・納会
4. 第4章 会計 運営費、会計年度、決算、会費
5. 第5章 活動方針 活動日、活動範囲、遠征、部員の体調 管理、
休み連絡及び退部
6. 第6章 雑則 事故補償、その他

●付則事項

●クラブチーム沿革

会則・規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本育成会合同古牧キッズ少年軟式野球クラブは、古牧キッズ（以下「クラブ」という。）と称し所在地を総監督宅とする。

(目的)

第2条 クラブは、古牧小学校区内において、野球活動を通じて「友情・協力・団結する心」、「何ものにも負けない勇気」の育成をはかり、「心身の向上」を目的とする。

(活動)

第3条 クラブは第2条（目的）を達成する為に次の活動を行う。

- (イ) 練習と試合による少年野球の体得
- (ロ) 各種の少年野球大会への参加
- (ハ) 総会、納会の開催
- (ニ) その他、クラブの目的達成に必要な事項
※育成会活動を優先して参加のすること。

第2章 組 織

(クラブの構成)

第4条 クラブは部員、部員の保護者（以下「保護者」という。）及びクラブ指導者（以下「クラブスタッフ」という。）をもって構成する。

(部員)

第5条 部員は古牧小学校在学の小学生を中心に構成する。なお、6年生の活動は卒団式までとするが、冬期練習に参加する部員については、この限りではない。

(クラブスタッフ)

第6条 クラブスタッフは下記の通りとし第2条(目的)を達成する為に総監督を置くことができる。

名 称	役 割
(1) 総監督	クラブ統括
(2) 監督	クラブ統括 チームにおける練習、試合その他の指導の総括
(3) 審判	審判活動、野球ルールの指導実施
(4) コーチ	チームにおける練習、試合その他の指導の実施

(保護者会)

- 第7条 (イ) 活動への協力や、各種行事の開催等を通じて、部員、保護者、クラブスタッフ、相互の親睦を図り、チームの健全なる育成に資することを目的として、保護者会を設ける。
- (ロ) 保護者会は保護者をもって構成し、保護者会長1名及び役員複数名を保護者の互選により選出する。
- (ハ) 保護者会長及び役員任期は1月1日から12月31日までとする。

名 称	役 割
(1) 保護者会長	監督・コーチ陣とのスケジュール調整 各種イベントの計画
(2) 会計	チームに関わる経費の管理
(3) 連絡係	練習・大会時の集合場所等の連絡、出欠確認

第3章 総会・納会

(総会)

- 第8条 (イ) 総会は保護者及びクラブスタッフをもって構成し、年1回2月に開催する。
- (ロ) 総会の進行は保護者会長が務める。
- (ハ) 総会に出席されない場合は、保護者会長に委任するものとする。
- (ニ) 総会は3分の2以上の出席をもって成立する。
- (ホ) 議案は総会出席者の過半数により決定する。
- (ヘ) 総会においては、以下の事項について決定する。
- (1) 会則・規約の改正
 - (2) その他チームの運営にあたって基本的かつ重要な事項
 - (3) 活動報告及び次年度活動計画
 - (4) 会計報告

(納会)

- 第9条 納会は毎年12月に開催する。
- 納会は6年生の卒団式とするとともに、チームの一年間の成績と部員の成長を報告するものとする。

第4章 会 計

(運営費)

- 第10条 チームの運営に必要な支出（以下「運営費」という。）は、部員の納める部費、賛助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第11条 チームの会計年度は毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

(決算)

第12条 決算は会計年度ごとに、会計が報告書を作成し総会に諮るものとする。

(会費)

第13条 (イ) 入会金及び部費は以下のとおりとする。

(1) 入会金 : 0円

(2) 部費 : 月額1,000円(2人目以降は月額500円)

(3) スポーツ保険 : 年額1,000円

(ハ) 部費は一括納入を基本とする。

(ニ) 各大会への登録費、野球用具、グラウンド使用料、クラブスタッフ駐車場代等は、当該年度の運営費から支出するものとする。

(ホ) 運営費に不足が生じた時は、部費を臨時に徴収することができる。

(ヘ) 部費は入部した月より徴収する。

(ト) 退部及び休部する場合、在籍月以降の部費を返納とする。

第5章 活動方針

(活動日)

第14条 活動は毎土・日曜日及び祝祭日に古牧小学校で活動するが、各大会・練習試合等については、この限りではない。

(活動範囲)

第15条 チームの活動範囲は、集合から解散までとする。チームの活動範囲を明確にするため、部員は、活動終了後は直ちに帰宅し、普段着に着替えてから行動するようにする。

(遠征)

第16条 古牧小以外での大会・練習等については、原則各家庭での送迎とする。但し、不都合がある場合は、保護者間にて調整し送迎を行う。

(部員の体調管理)

第17条 活動参加にあたって、保護者は部員の健康状態を十分に把握し、体調が優れない場合は、保護者の責任をもって休ませる事とする。

(休み連絡及び退部)

第18条 (イ) 休みに限っては、必ず保護者会長に連絡を行い、無断欠席は無いようにする。

(ロ) 何らかの理由で退部をする場合は、事前に監督・保護者会長に連絡すること。

(ハ) 退部の際には、チームで支給しているユニフォームは速やかに返還すること。

第6章 雑 則

(事故補償)

第19条 (イ) 部員はすべてスポーツ安全保険に加入するものとし、掛け金は各自の負担とする。また、クラブスタッフ及び保護者についても加入することが出来る。

(ロ) 部員、クラブスタッフ及び保護者の活動中の事故により生じた医療費等については、スポーツ安全保険の範囲で補償するものとし、保護者はチームに対して、一切の補償を請求することができない。

(その他)

第20条 本会則に定めがない事項及び新旧規約についての採用は、3分の2以上の総会において決定する。

本会則は2024年3月1日より施行。

《 付則事項 》

● 保護者のみなさまへ

- (1) 練習は原則として土・日・祝祭日に行います。練習時間は別途お知らせします。
また、雨天等で中止の場合はLINE及びメールでお知らせします。
- (2) チームから貸与する練習用及び試合用のユニフォームは大事に扱って下さい。また、損傷した場合は各自の責任に於いて修繕または代替品の購入をお願いします。
- (3) 個人で使用する用具（グローブ、スパイク、帽子、練習用シャツ等）は各自の負担とします。
紛失防止のため名前を付けてください。
- (4) 部員への指導法、及び試合等に於ける人選については、すべて監督・コーチにお任せください。
- (5) 当クラブは、部員の保護者を中心にその関係者が協力して運営しています。したがって保護者が参加しないと成り立ちません。部員が活躍するうえで保護者の方々に練習参加、審判などご協力をお願いしていますので、できる限りの参加をよろしくをお願いします。
- (6) 練習中の緊急傷害事故等は保険が適用されます。万一に備えて、保護者の方々の緊急連絡先を提出願います。また、その際「健康保険証」が必要ですので、常にご家庭での保管をご確認ください。
- (7) 選手が、練習または試合時、遠征及び送迎中に於いて、万一事故災害等にあい入院等が生じた場合、クラブスタッフ及び保護者会で協議の上、見舞金として、¥5,000-をチームから支給します。
- (8) 練習、試合の予定表をお渡ししますが、練習への参加は必須ではありませんのでご家庭の都合を優先して下さい。
- (9) 連絡事項は、LINE 及びメールにて連絡を行いますので保護者のメールアドレスの提出をお願いします。（連絡網以外に使用しない事、卒業等で退部した場合は名簿から削除する事をお約束します）

● 以下のことを部員が厳守するよう、よろしくご指導ください。

- (1) 育成会を最優先とし、行事には必ず出席する事。
- (2) チームワークを乱すような言動や行動を行い、指導者の注意に従わない場合は、指導者の一任で退部させる場合もある。
- (3) 練習中、身体の具合の悪い時や、悪くなった時は、すぐに指導者に申し出ること。
- (4) 練習に参加する時は、必ず食事を済ませてくること。
- (5) 練習には自分用の飲物、汗拭き用のタオルを必ず持参すること。（ウィーダ、カロリーメイト等の軽食は自由とします）
- (6) 練習後はチームの各用具の手入れや、整理整頓、および自分の用具の手入れをキチンとすること。
- (7) クラブに入ったために勉強をしなくなったり、身体をこわしたりすることのないようにすること。
- (8) 自分で練習するときは、道路や狭い空き地で練習をしないこと。
- (9) 『四つの実行』を約束事とし必ず実行すること。
 1. 人に会ったら必ず挨拶をする
 2. 人から呼ばれたら「はい」とはっきり返事をする
 3. 人から教えて頂いたら「ありがとうございました」とはっきりお礼を言う
 4. 家庭やグラウンド等に於いては整理整頓をしっかりする

・クラブチーム沿革について

各地区に育成会の少年野球チームがあった。

